

和歌山市契約後V E方式試行実施要領

(趣旨)

第1条 この要領は、和歌山市が発注する建設工事において、民間の技術を積極的に活用することにより、建設工事のコストの縮減を図るため、契約締結後に、設計図書に定める工事の目的物の機能、性能等を低下させることなく請負代金額を低減することを可能とする施工方法等に係る設計図書の変更について行う提案（以下「V E提案」という。）を受け付ける契約後V E方式の試行に必要な事項を定めるものとする。

(対象工事)

第2条 市長は、次の各号に掲げるいずれかの工事と認められるものを、契約後V E方式の対象となる工事（以下「対象工事」という。）とする。

- (1) 比較的高度又は特殊な技術を要するとともに民間の技術開発の進展が顕著な工事
- (2) 受注者が施工方法等に関して固有の技術を有する工事
- (3) 施工段階において現場の状況に即してコスト縮減が可能となる提案が期待できる工事

2 市長は、対象工事の工期の設定に当たっては、受注者がV E提案をするための期間を15日以上確保するよう努めなければならない。

(V E提案の範囲)

第3条 V E提案は、対象工事の設計図書において定められた標準的な工事材料、施工方法等（以下「標準案」という。）を変更することにより請負代金額の縮減が期待できる部分について、工事目的物の変更を伴わない範囲内において求めるものとする。ただし、次に掲げる提案を除く。

- (1) 施工方法等を除く工期延長等の施工条件の変更を伴う提案
 - (2) 契約書第18条第1項各号に掲げる事実が確認された後になされた提案
 - (3) 提案の実施に当たり、関係機関協議等、第三者との調整を必要とする提案
 - (4) 提案を採用した工事の完了後、維持費・運転費等のライフサイクルコストが増大する提案
- (入札公告等の記載事項)

第4条 対象工事は、その入札公告に次の事項を明示しなければならない。

- (1) 契約後V Eの対象工事であること。
- (2) 詳細を特記仕様書で明記していること。

(V E提案書の提出)

第5条 受注者は、V E提案を行うときは、契約を締結した日以後当該V E提案に係る部分の工事に着手しようとする日の35日前までにV E提案書（別記様式第1号から別記様式第4号まで）を市長に提出しなければならない。なお、提案の提出回数は原則1回とする。

2 対象工事に係る事業担当課は、受注者から提出されたV E提案の内容を検討し、技術管理課に提出するものとする。この場合において、前項に定めるもののほか、V E提案の審査に必要な範囲内で、受注者に前項のV E提案書に係る資料、図書その他の書類の提出を求めることができる。

3 V E提案書の提出に要する費用は、受注者の負担とする。

(V E提案の審査等)

第6条 V E提案の審査は、V E提案書及びV Eチェックシート（別記様式第7号）に基づき、

和歌山市契約後V E提案審査委員会（以下「委員会」という。）が行うものとする。

- 2 委員会は、次の事項に関する審査等を行う。
 - (1) V E提案に関する審査（施工の確実性、安全性、標準案と比較した経済性等）
 - (2) その他契約後V E方式の試行に関し必要と認める事項
- 3 委員会は、委員長、副委員長及び委員8名以内で組織するものとし、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に掲げる職員をもって充てる。
 - (1) 委員長 建設総務部長
 - (2) 副委員長 対象工事の施工監理する課が所属する部の部長
 - (3) 委員 財政課長、技術管理課長、対象工事担当検査員、対象工事を施工監理する課の課長、対象工事の事業を担当する課の課長及び委員長が指定する者
- 4 委員長は、委員会の会議を招集し、その議長となる。
- 5 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。
- 6 委員会の会議は、委員長又は副委員長及び委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。ただし、緊急を要する事案又は内容の軽易な事案については、第3項に掲げる者に回議して、委員会の審査に代えることができる。
- 7 委員長は、必要と認めるときは、委員会の会議に関係職員等の出席を求めてその意見を聴き、又は説明を求めることができる。
- 8 委員会の庶務は、技術管理課において処理する。
- 9 前各項に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って別に定める。
- 10 V E提案の最終的な審査の判断は、委員会の委員長が行うものとする
- 11 委員会は、審査結果を、事業担当課へ文書（別記様式第8号）で回答するものとする。
（V E提案の採否の通知）

第7条 市長は、V E提案の採否の結果について、V E提案の提出があった日から30日（議会の議決を要する場合は、議決後7日）以内にV E提案採否決定通知書（別記様式第5号）により受注者に通知するものとする。

- 2 前項に定める期間は、受注者の同意を得て延長することができる。
（設計及び請負代金額の変更）

第8条 市長は、V E提案を採用したときは、その内容に応じて対象工事の設計図書の内容を変更するとともに、必要に応じ請負代金額を減額するものとする。

- 2 前項の規定による請負代金額の減額は、採用されたV E提案により縮減が見込まれる額に10分の5を乗じて得た額（以下「V E管理費」という。）を減じて得た額の範囲内で行うものとする。
- 3 V E管理費は、前2項の規定による請負代金額の減額後に、対象工事について契約書第18条第1項各号に掲げる事実が確認されたときも変更しないものとする。ただし、市長がやむを得ない事由があると認めたときは、この限りでない。

（V E提案の内容の保護）

第9条 市長は、V E提案に係る施工方法その他の技術がその後の建設工事等において一般的に使用される状態となった場合は、無償で使用できるものとする。ただし、受注者が工業所有権等の排他的権利を有するV E提案については、この限りではない。

(責任の所在)

第10条 対象工事に係る受注者の責任は、委員会がV E提案を適正と認めることにより軽減されるものでない。

2 受注者は、V E提案に係る工事部分において、特許権等の対象となっている工事材料、施工方法等を使用するときは、その使用に関する一切の責任を負わなければならない。

(工事成績評定への反映等)

第11条 市長はV E提案を適正と認め、コスト縮減を図った受注者に対して、工事成績評定で評価する。

(契約後V E縮減額証明書)

第12条 契約後V E方式については、V E提案による請負代金額の縮減額を証明する契約後V E縮減額証明書(別記様式第6号又は別記様式第6号の2)を発行するものとする。

2 契約後V E縮減額証明書には、工事名、工事場所、受注者名とその建設業許可番号、工期、最終請負代金、V E提案による請負代金額(消費税額を含む)の縮減額を記載する。

(その他)

第13条 この要領に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

附 則

この要領は、平成30年11月28日から施行する。

附 則

この要領は、平成30年12月19日から施行する。

別記様式第2号（第5条関係）

設計図書に定める内容とVE提案の内容の対比等（個表）

番 号		項目内容	
(1) 設計図書の定める内容とVE提案の内容の対比			
【現 状】・・・略図等		【改善案】・・・略図等	
(2) 提案理由			
(3) VE提案の実施方法（材料仕上、施工要領等を記入）			
(4) 品質保証の証明（品質保証書の添付等）			
(5) その他			

別記様式第4号（第5条関係）

関連工事との関係等（個表）

番 号		項目内容
(1) 関連工事との関係		
(2) 工業所有権等の排他的権利を含むV E提案である場合、その取扱いに関する事項		
(3) V E提案が採用された場合に留意すべき事項（提案内容の公表に係る所見当）		

（ 年 月 日
年）

契 約 後 V E 縮 減 額 証 明 書

下記の工事は契約後VE方式の対象工事であり、VE提案による工事費の縮減額は下記のとおりであることを証明します。

記

- 1 工事名
○○建設工事
- 2 工事場所
- 3 受注者名
(建設業の許可番号)
- 4 工期
○年○月○日から○年○月○日まで
- 5 最終請負代金額
○,○○○,○○○円
- 6 VE提案による請負代金額の縮減額
総額 ○○,○○○,○○○円

和歌山市長

印

（ 年 月 日
 年）

契 約 後 V E 縮 減 額 証 明 書

下記の工事は契約後VE方式の対象工事であり、VE提案による工事費の縮減額は下記のとおりであることを証明します。

記

- 1 工事名
 〇〇建設工事

- 2 工事場所

- 3 受注者名
 (建設業の許可番号)
 〇〇・〇〇特定建設工事共同企業体
 構成員の比率 〇〇建設(株) 〇〇%
 (株) 〇〇組 〇〇%

- 4 工期
 〇年〇月〇日から〇年〇月〇日まで

- 5 最終請負代金額
 〇,〇〇〇,〇〇〇円

- 6 VE提案による請負代金額の縮減額
 総額 〇〇,〇〇〇,〇〇〇円

 〇〇建設(株) 〇〇,〇〇〇,〇〇〇円
 (株) 〇〇組 〇〇,〇〇〇,〇〇〇円

和歌山市長

印

別記様式第7号（第6条関係）

V E チェックシート

判定については、適合の場合は○をつける

区分	番号	評価項目	内 容	判定
共通	1	経済性	発注者の積算においてコスト縮減が確認された。	
	2	確実性	受注者から提出された施工計画書に確実性がある。	
	3	安全性	安全に施工できることが確認できる。	
	4	品 質	材料の品質が確保されている。	
	5	機 能	設計上の機能が満たされている。	
	6	普及状況	通常の工事では一般的に使用されていない。	
	7	工 期	工期に遅れが生じない。	
	8	施 工	他の関連工事の材料・施工方法に影響を与えない。	
	9	維持管理	ライフサイクルコストが増大しない。	
個別	1 0	構 造	大幅な構造計算の変更を伴わない。 (建築関係等)	
	1 1	平 面	平面の変更を伴うが、機能上支障とならない。 (〃)	
	1 2	意 匠	意匠の変更を伴うが、設計意図を逸脱しない。 (〃)	
	1 3	設 備	主要機器及び設備システムの変更に関わらない。 (〃)	
	1 4			
	1 5			
	1 6			

備考) 上記の全ての項目において「○」となった場合に提案を採用する。

区分の個別欄には、必要に応じて工事毎にチェック項目を追加する。

別記様式第8号（第6条関係）

年 月 日
(年)

課長 様

契約後VE提案審査委員会 委員長

VE提案の審査結果について

工 事 名 :

審査結果 :

理 由 :